

令和3年

総務委員会会議録

とき 令和3年11月29日

品川区議会

令和3年 品川区議会総務委員会

日 時 令和3年11月29日（月） 午前10時00分～午前10時45分
場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員 委員長 渡辺 裕一 君 副委員長 たけうち 忍 君
委員 小芝 新 君 委員 渡部 茂 君
委員 おくの 晋治 君 委員 須貝 行宏 君
委員 田中 さやか 君 委員 大倉 たかひろ 君

出席説明員 桑 村 副 区 長 堀 越 企 画 部 長
黒田計画推進担当部長 佐藤（憲）企画調整課長
（財政課長事務取扱）
榎本 総務部長 古 卷 総 務 課 長
崎村 人事課長 東野 経 理 課 長
（人材育成担当課長兼務） （庁舎計画担当課長兼務）
工藤区議会事務局長 栗原河川下水道課長

○午前10時00分開会

○渡辺委員長

ただいまより、総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、議案審査およびその他を予定しております。

なお、議案審査に際し、河川下水道課長にもご同席いただきますので、あらかじめご了承ください。

本日の委員会もこれまで同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、委員会室のレイアウトを変更、アクリル板を設置、理事者の出席も必要最小限とし、所管する議題が終わり次第、ご退席いただきます。また、審査の都合上、お手元に配付してございます審査・調査予定表の順番を一部入れ替えて行います。そのため、所管質問については、会議の効率的運用の観点から、なるべくご配慮を頂きたいと思っております。その上で、なおご発言を希望される方は、今の時点でお申出いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○田中委員

高橋しんじ議員の質問の「区政運営について」の中で、庁舎の建て替えの特別区債と基金の話があったと思うのですが、地方債は起債できないのではという趣旨の質問だったのに対して、起債ができるような状況を説明されていたと思うのですが、その手法がよく理解できなかったのか聞き取れなかったのか、改めて伺いたいのと、今、都との協議中だということですが、協議の進め方、協議中だけれども、結果、協議の結果を伝えないということがあるのかどうかとか、そういうところを確認したいです。

○渡辺委員長

それでは、田中委員から、高橋しんじ議員の一般質問項目「区政運営について」に関連して、庁舎の建て替えに係る地方債の起債についてお聞きしたいとのことですので、明日の委員会で、理事者のご答弁をいただきたいと思えます。

ほかはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

なければ、以上で、一般質問に係る所管質問についてを終了します。

それでは本日も特に会議時間が長時間にならないよう、簡潔かつ効率的なご質疑にご協力をお願いいたします。

1 議案審査

(2) 第71号議案 第二戸越幹線整備工事（上流部シールド）請負契約の変更について

○渡辺委員長

初めに、予定表1の議案審査を行います。

冒頭に申し上げたとおり、取り上げる順番を変更して、まず(2)第71号議案 第二戸越幹線整備工事（上流部シールド）請負契約の変更についてを議題に供します。

本件について、理事者よりご説明願います。

○東野経理課長

それでは、議案審査(2)第71号議案 第二戸越幹線整備工事（上流部シールド）請負契約の変更につ

きましてご説明いたします。

本案件につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条に基づきまして、契約の予定価額1億8,000万円以上の工事請負契約につき提案するものでございます。

本件は、平成30年第4回定例会で議決いただきまして、また令和元年第4回定例会、令和2年第4回定例会においてそれぞれ契約金額の変更の議決を頂きました、第二戸越幹線整備工事（上流部シールド）請負契約におきまして、再度、施工方法等の変更に伴いまして、契約金額の変更を提案するものでございます。

契約の相手方ですが、飛島・大旺新洋・浅川建設共同企業体、代表者、飛島建設株式会社代表取締役社長乗京正弘氏でございます。支出科目は、平成30年度一般会計、令和元年度から3年度債務負担行為でございます。また、本件は東京都からの受託事業でございます。

変更の概要でございますが、おめくりいただきまして2ページをご覧ください。5の変更内容の（1）管きょ工（シールド工法）でございますが、次期工事の工法検討に伴う、コンクリートセグメントから鋼製セグメントへの変更および土砂ピット工における工法変更を行います。また、（2）付帯工、（3）仮設工、（4）共通仮設費、（5）その他に記載の工事内容を変更いたします。

これらに基づきまして、3の工期につきましては、令和3年12月28日から令和4年1月31日まで19日間、延伸し、4の契約金額は31億1,125万8,866円を31億5,223万3,866円とし、4,097万5,000円を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○渡辺委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○おくの委員

今のご説明では、あまり具体的な中身が分からなかったのですけれども、これは当初から予測できた変更ではないのですか。そうでもない突発的な、どうしようもない変更だったのか、予測できない変更だったのか、その辺が分かるようなご説明をもし頂ければ頂きたいのですけれども、いかがでしょうか。

○栗原河川下水道課長

今回の変更内容につきまして、当初から予測できたのかどうかというお話でございますけれども、説明の中でコンクリートセグメントから鋼製セグメントへの変更ということがございましたが、発注の段階では、概略の設計の下に鋼製セグメントの範囲を決めており、その後、下流部シールドの工事と併せまして接続工事を発注いたしました。その際に詳細に地盤改良の範囲を検討したところ、セグメントを補強する延長に差異が生じたものでございます。そのため、当初の設計に反映することは難しかったものでございます。

また、併せましてほかの変更につきましても、当初設計時点では予期せぬものでございまして、それを今回工事の中で変更させていただいております。

○おくの委員

では、予測できなかったものだという感じですが、こういう工事は大体、一般的にそういうものなのではないでしょうか。致し方ないというか、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

○栗原河川下水道課長

土木の工事では、設計段階では予期せぬことが起こって、それを設計変更にて修正していくということは、一般的に実施していることでございます。

○おくの委員

幹線整備工事というのは非常に大事な工事ですので、そういうことが起こり得るのだろうと素人目にも思うのですけれども、いろいろ慎重にやっていただければありがたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○渡辺委員長

ほかにいかがでしょうか。

○田中委員

今の質問と関連するのかもしれないですが、変更が必要となった理由を知りたかったのですけれども、予期せぬ事態が起こって、鋼製セグメントに変わったということですが、予期せぬ事態というのは何なのですかということを知りたいです。

○栗原河川下水道課長

今回の、コンクリートセグメントから鋼製セグメントへの変更でございますけれども、既設の下水道管とシールドトンネルを接続する箇所で、次期工事でトンネルの中に穴を空けるということになるのですけれども、地下水のトンネルへの浸入を防ぐために、地盤を改良して止水を行います。その際トンネルに、地盤側、外側から圧力がかかりますので、コンクリートの場合だとひび割れ等が発生するおそれがありまして、地盤改良をこの工事ではなく次の工事で行うのですけれども、次の工事の設計の際に、その範囲を決めまして、その結果、強度の高い鋼製セグメントにその区間を変更したということでございます。そのため、今回工事の起工時点では、その範囲についてまだ確定していないことから、次期工事の内容を踏まえて、今回工事の中で変更させていただいたということでございます。

○田中委員

分かったような分からないような感じだったのですけれども、後で勉強したいと思います。ただ、この位置は、西品川一丁目から戸越二丁目付近というのは、リニアの工事と隣接する場所でもあるのですが、その影響から工法が変更されたというのは、また全然別問題ですか。そことも関係があるのかどうかお知らせください。

○栗原河川下水道課長

今回の工事は上流部シールドということで、リニアの工事と場所が重複する区間につきましては下流部シールドでございまして、今回の工事の変更とは関係ございません。

○田中委員

分かりました。

○渡辺委員長

ほかはいかがでしょうか。

○須貝委員

今回、地質の問題とかで工事の内容が変更されたと今お聞きしましたが、これはこれでいいのですが、今、様々高速道路の問題などありまして、やはり地下でいろいろ崩壊といったらいいのですか、穴が空いたりということがありますので、意見だけ言わせていただくと、戸越幹線等についても、地下に空洞を空けて工事を進めるわけですから、地表の変化に対してやはり継続的な調査を品川区でもするべきではないかと私は思うのです。今はもう衛星でできるわけですから、その辺は所管でしっかり研究して、

今後対応していただきたいと思います。

○渡辺委員長

ほかはいかがでしょうか。

○田中委員

1件、聞き忘れてしまいました。工法の変更による安全性の担保の部分についてお知らせいただいたのですが、安全性は確保されているのですかというところです。

○栗原河川下水道課長

今回の変更項目の中で、安全性に関する点というと、コンクリートセグメントから鋼製セグメントへの変更に関しましても、施工に際しましてコンクリートですとひび割れのおそれがあるということで鋼製に変えさせていただいたという点がございます。また、変更内容に交通誘導員の変更がございしますが、百反通りと区役所通りの交差点においてトレーラーが通過する際、安全に誘導するために交通誘導員を配置したことに伴う変更でございまして、こうした交通の誘導、それからハード面でも変状等が起きないように行うということでの安全性の向上を図って、今回の中で変更させていただいております。

○渡辺委員長

ほかはよろしいですか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、第71号議案 第二戸越幹線整備工事（上流部シールド）請負契約の変更についてにつきまして、各会派の態度を確認いたします。

自民党から順にいきます。それでは自民党。

○小芝委員

賛成します。

○たけうち副委員長

賛成です。

○渡部委員

賛成します。

○おくの委員

賛成します。

○須貝委員

賛成します。

○田中委員

賛成します。

○大倉委員

賛成です。

○渡辺委員長

それでは、これより第71号議案 第二戸越幹線整備工事（上流部シールド）請負契約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

経理課長および河川下水道課長はここでご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

(3) 第82号議案 品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例

(4) 第83号議案 品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(5) 第84号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(6) 第85号議案 会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○渡辺委員長

次に、(3)第82号議案 品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例、(4)第83号議案 品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、(5)第84号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、(6)第85号議案 会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を一括して議題に供します。これら4議案につきましては、関連する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○崎村人事課長

ただいま議題に供されました4議案のうち、まず順番が逆になりますけれども、私から、第84号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第85号議案 会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

初めに職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要資料をご覧ください。1の趣旨でございます。職員の給与につきましては、民間従業員の給与水準と均衡させているほか、国および他の地方公共団体の職員の給与との均衡を図り定められているものでございます。先般、11月8日の総務委員会におきましてご報告いたしました特別区人事委員会の給与勧告を受け、労使で協議を行ってまいりましたが、11月18日深夜に妥結いたしましたので、特別給の支給月数の改定を行うものでございます。

その下、2の改正内容でございます。人事委員会の勧告にありまして、特別給、いわゆるボーナスについて、定年前の職員については年間支給月数を0.15月分、再任用職員につきましては年間支給月数を0.05月分、引き下げるものでございます。引下げ分につきましては、期末手当から差し引くこととして、引下げ分の配分につきましては、今年度分は令和4年3月期の期末手当から差し引くものでございます。令和4年度以降につきましては6月期および12月期の期末手当から、定年前の職員につきましてはそれぞれ0.075月分を、再任用職員については、それぞれ0.025月分を差し引くというものでございます。(1)の表が一般職員、裏面、2ページ(2)の表が管理職員の現行と改正後の支給月数の表でございます。

3の施行期日でございます。令和3年度分につきましては公布の日から施行し、令和4年度分以降につきましては令和4年4月1日から施行するものでございます。

続いて、会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要資料をご覧ください。地方公務員制度の改正によりまして、昨年4月から会計年度任用職員制度が施行されておりますが、会計年度任用職員には、法改正により期末手当を支給することができるとされております。支給月数につきましては、労使合意により一般職員と同じ月数を支給することで合意し、条例に定めているところでございます。

2の改正内容でございます。職員と同様に特別給の年間支給月数を0.15月分引き下げまして、今年度分につきましては3月期の期末手当から、令和4年度以降につきましては6月・12月期の期末手当から差し引くというものでございます。

3の施行期日でございます。令和3年度分につきましては公布の日から、令和4年度分以降につきましては令和4年4月1日から施行するというものでございます。

○古巻総務課長

それでは私から、第82号議案、それから第83号議案につきまして、お手元の資料に基づきましてご説明させていただきます。

第82号議案 品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例、それから第83号議案 品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例でございます。一括してご説明申し上げます。

まず、改正の趣旨でございますけれども、特別区人事委員会勧告により、一般職における勤末手当の支給月数が0.15月引き下げられたことに伴いまして、区長、副区長および教育長の期末手当につきまして、品川区特別職報酬等審議会にお諮りしたところ、特別職等の期末手当は職員の期末・勤勉手当改定におおむね連動しており、職員の期末手当支給月数を特別職に当てはめ改定を行うことが妥当との答申を得ました。そのことを踏まえまして、区長、副区長および教育長の期末手当の支給月数を改定するものでございます。なお、この改定によりまして、品川区長および副区長の給与および旅費条例の規定に準じた規定となっております区議会議員および常勤の監査委員の期末手当の支給月数についても同様の改定となります。

改定の内容といたしましては、期末手当について職員の引下げ率と同率の引下げとなるよう計算いたしまして、0.11月を引き下げるという内容になります。それによりまして、年間合計が3.61月だったものから0.11月をマイナスして3.50月と改めるものでございます。令和3年度は3月期に0.11月を差し引いた額を支給、また令和4年度以降につきましては、6月期・12月期にそれぞれ0.055月ずつを均等に差し引いて支給するという形になります。

本案の施行期日でございますけれども、令和3年度分の改定規定は公布の日から、令和4年度以降の改定規定につきましては令和4年4月1日から施行するものでございます。

2ページ、3ページは、それぞれの条文の新旧対照表になります。また参考に、品川区特別職報酬等審議会の答申を添付いたしました。

私からの説明は以上になります。何とぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○渡辺委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○おくの委員

まず一般職についてですけれども、特別区人事委員会の勧告があつて、それから労使交渉で妥結した

ということですが、まず労使交渉で何が話し合われたのか、対立点というか論点というか争点というか、そういうものは何だったのかということ、それで何が合意されたのか、その辺のことをまずお伺いしたいと思います。

○崎村人事課長

労使交渉における主な論点というご質問かと思うのですが、今回、期末手当が0.15月分引下げになるということに対しまして、やはり組合から、今回の新型コロナウイルス感染症対策でも職員が非常に奮闘している中で引下げになるのはいかなものかということで、大分強い意見があったところでございます。ただ、それにつきましては、やはり人事委員会勧告の内容、また他自治体の動向等々も踏まえまして、妥結しているところでございます。また今回ご提案させていただいております会計年度任用職員の部分につきましては、やはり勤勉手当が支給されております常勤の職員と比較しても引下げ率が大きいという部分で、会計年度任用職員に対して引下げを行う場合は、会計年度内に任期を定めているという趣旨を踏まえまして、翌会計年度にするようにというような主張もなされたところでございます。こちらにつきましては、次年度以降の会計時期については改めて協議して検討していくというようなことで妥結しているところでございます。

○おくの委員

労使交渉でそのようにいろいろ議論されて、確かにコロナ禍の下でという事情があるというのはあるのですが、妥結したということで、その妥結を尊重したいとは思いますが、他方で、特別職のほうはコロナ禍による景気の悪化ということを考慮して、もっと引き下げてもいいのではないかと、私自身としては思うのですが、品川区特別職報酬等審議会ではどのような議論がされたのか。それで、もっと引き下げるべきではないかというような議論は出なかったのか。さらに、答申は答申として、区自身の判断で引き下げるべきではないかという判断はなされなかったのですが、それはなぜなのか。そういった点をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○古巻総務課長

まず特別職報酬等審議会の中での意見でございますけれども、今回の職員の給与改定を受けまして諮問をするという流れになります。それで、どう致しますかというようなところでございますけれども、基本的にはやはり職員に準じて下げるべきだろうという意見でございました。それで、下げる率に関しましては、通例、大体、職員の改定の幅と連動させるような流れになっておりますので、その形で調整された、同じような内容で答申がされたということで、意見としてはおおむね妥当だろうというような意見が大勢でございまして、特に、もっと下げなくてはいけないといった意見は出なかったと認識しています。

区としましても、その答申を受けまして、答申を尊重して今回の条例改正に至っているということで、これも通例、区としてご意見を伺うために諮問しているわけですので、この答申を尊重するという流れで、今回の条例改正に至ったということでございますので、そういったことで、区は答申を尊重するという観点で、今回の条例案を出させていただいております。

○おくの委員

コロナ禍による景気の悪化はここで言うまでもないことですが、それで区民の皆さんの暮らしの状態の悪化、あるいは営業、経営の状態の悪化ということを考えますと、政治や経済というものに対して責任を負う立場にある区長・副区長、人の教育に対して責任を負う立場にある教育長、そして私たち区議会議員といった立場にある者の給与というのは、もっと引き下げて、範を示すようなというか、

引き下げていいと私は思うのです。引き下げるべきというか、厳しく考えるべき、厳しく見ていくべきだと私は思います。

他方で、先ほども出ましたけれど、会計年度任用職員の給与などは、従来から待遇が低いということで問題になってきた点も考慮して、労使で合意しているとはいえ、いろいろ考慮して待遇を改善していくということを考えるべきだと思うのです。待遇改善の点、先ほども少し出ていたと思うのですけれども、今後も考えていっていただきたいと思います。会計年度任用職員の待遇改善の点について何かございましたら、もう一度伺いたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○崎村人事課長

会計年度任用職員につきましては、冒頭ご説明させていただきましたとおり、昨年4月から新しい、従前の非常勤職員という形ではなく、一般職の公務員という扱いで制度が開始されたところがございます。それで、そのときに、今回提案させていただいております期末手当についても新たに創設させていただきまして、一定、待遇の改善といたしますか、待遇については従前よりもよくなったと考えております。また、会計年度任用職員の報酬につきましては、職員の給料表をベースに算定しておりますので、当然、我々と同様に民間の経済動向等々を踏まえて設定しているものでございますので、随時、その辺につきましては、我々の給与と連動するような形で設定していくものと認識しているところでございます。

○渡辺委員長

ほかにいかがでしょうか。

○田中委員

今回の議案は、引下げということなので賛成ですけれども、1点だけ確認したいのですが、品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例で、区議会議員が連動されることについての条例の考え方というか、これまで2019年の総務委員会でも、やはり区議会議員と区長の条例を分けるべきではないかということをご提案していたのですけれども、それで2019年のときは、たしか、そういうことに関しては、今後、別のしかるべきときに検討していきたいといったご答弁だったのですけれども、今この議論というのはどうなっているのかということを確認させていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○古巻総務課長

議論につきましては、特段、具体的な動きはない状態です。私も聞いておりませんし、品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例というのがございます。こちらで、区長・副区長の給与等の条例を基に算定するという規定になっておりまして、この件につきましては、特段、そのときの答弁の中ではそういった形で答弁させていただいているとは認識しておりますけれども、その後、具体的に変更するというような流れには、まだ今のところなっていないという状況です。

○田中委員

今回は本当に、引下げなので全然いいのですけれども、ただ、やはり今後のことなども考えて、こちらは賛成したいけれど、こちらは賛成しかねるみたいなきがあたりするので、ぜひ考えていただきたいということを求めたいと思います。以上です。

○渡辺委員長

ほかにいかがでしょうか。

○須貝委員

今回の条例案の審議ですが、前回もお話ししましたが、「職員の給与については、民間従業員の給与水準と均衡させる民間準拠の方法を採用している」と。そのほか、「国および他の地方公共団体の職員の給与との均衡を図り定められている」と書いてあります。ですが、実際、コロナ禍で民間は、ご存じのとおり、給与も大幅に下がって、売上げも下がって、各企業が倒産だ、廃業だ、それから休業だ、転業だ、様々なことをしている中で、果たして特別区人事委員会の勧告は妥当なのかということは、私は考えていただきたいと思います。

それから地方公共団体でも、全国を見たら、給与など、みんなばらばらです。23区は高いほうだと思うのですけれども、やはり各自治体、地方では、もう本当に資金がなくなって疲弊している、歳入不足という現実を考えると、この勧告の趣旨はどうなのかと私は思います。特別区、品川区の特別職報酬等審議会もそうですが、ここに「おわりに」とまとめて書いてありますけれども、「区民の理解を得られるものでなければならない」と書いてあるのです。今回のことが果たして区民の理解を得られるのかということも、私は品川区特別職報酬等審議会に今後しっかり考えてほしいということと、繰り返しますが、特別区人事委員会に対しても、しっかり民間の生活、国民一人一人の所得の状況を見て、しっかりした勧告をしていただきたいと私は思います。意見です。

○渡辺委員長

ほかにいかがでしょうか。

○渡部委員

説明ありがとうございました。もう、今さらの質問かもしれないですけども、1点お伺いしたいのが、勤勉手当は標準額であって、そこに対して品川区の場合は、上にも下にも、ぶれるという言い方は変かもしれないですけど、人事評価が反映されると思っているのだけど、その辺は実際どうなのか。それで、その辺を考慮して標準額を出しているのだとすれば、ではそこから上がどれぐらいで、下がどれぐらいいるのか、ざっくりでいいので教えていただきたい。それで、コロナ禍という話があって、ではそういう動きで職員が頑張ってきた中で、では前年と比較してその辺の、いわゆるそれ以降が人事評価で、頑張ってきたから評価されたというのと、いや、頑張りが足りなかったから減って、何というか、駄目だったというふうに見られるのかと思うのだけど、その辺の相関関係といいたいでしょうか、もし教えていただければ。

○崎村人事課長

勤勉手当についてのご質問ですけども、勤勉手当につきましては、成績評価に応じて5段階で支給しております。中位については一律拠出ということで100分の100ですけども、拠出分がありまして、その拠出分を原資として、5段階のうちの上位何%、またそのさらに、上から4番目の成績を取った者について何%という形で上乗せして支給しているところですけども、パーセンテージにつきましては年度によってばらつきがありますので一概にお答えはできません。そういった形で、委員からお話がありましたように、職務に精励した、コロナ禍においても頑張った職員に対して、一定、勤勉手当で頑張りに報いるといえますか、手当に反映させるといったことで取り組んでいるところがございます。

○渡部委員

言いたかったのはその部分であって、やはり民間との差ということでこういうものが出てくるのだけど、でもそれ以上の仕事をなさっている方々もいるので、そういうところは十分評価いただいて、勤勉手当でそこは間違いなく、あてがうと言ったら失礼ですけども、かぶせることができるところなの

で、それはしっかりとやっていただきたいと思います。

○渡辺委員長

ほかにいかがですか。

○たけうち副委員長

もし分かればで結構ですけれども、報道等で、国は今年度、間に合わないのか、来年の夏に調整するような報道が出たのですが、品川区の場合というのは23区、一応、3月のときに1年分のを調整するとか、減額するとなっているのですけれども、国のほうは来年ということなので、今年度の分はやらないのですか。それとも、来年の夏に今年度の分と来年度の分とをまとめてやるのか。その辺がもし分かれば。

○崎村人事課長

今、副委員長からお話がありましたように、先日、閣議決定がなされまして、公務員の給与改定の取扱いについてというところで、国につきましては、令和3年度の引下げについて、支給月数の引下げを勧告どおり実施するのですけれども、今ご紹介いただきましたように、来年6月の期末手当から減額するといったところで調整していると伺っております。今お話がありましたように、冬のボーナスの支給基準日が12月1日というところで、それまでに法改正が間に合わないという側面と、国の来期の会計の中にありましても、国家公務員のボーナスの引下げというところが民間の経済や企業に与える影響というところ、今、コロナ禍で経済対策を国も実行している中で、引下げというところがこのタイミングでどうなのかということもありまして、来年6月から引き下げるといったところで伺っております。

他の自治体につきましては、23区につきましては来年3月に期末手当から引き下げるというところで、都道府県の中にも、例えば鹿児島県や岡山県は、12月の実施を見送って来年6月にするということも聞いているのですけれども、大多数はこの12月の期末手当から引き下げのために条例改正の提案をしているといったところで伺っております。

○たけうち副委員長

意見だけ。いろいろな意見が出ましたけれども、国がそういう状況、一定理解する部分もあるのだけれど、そういう面では非常に、きちんとやっつけらっしゃると思えました。意見だけです。以上です。

○渡辺委員長

ほかはよろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず第82号議案 品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは自民党からお願いいたします。

○小芝委員

賛成します。

○たけうち副委員長

賛成です。

○渡部委員

賛成します。

○おくの委員

より厳しく見ていくべきだという意見を申し上げながら、賛成致します。

○須貝委員

賛成します。

○田中委員

賛成します。

○大倉委員

賛成です。

○渡辺委員長

それでは、これより第8 2号議案 品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第8 3号議案 品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは自民党からお願いいたします。

○小芝委員

賛成します。

○たけうち副委員長

賛成です。

○渡部委員

賛成します。

○おくの委員

賛成は致します。ただやはり、より厳しく見ていただきたいという意見は申し上げさせていただきます。

○須貝委員

賛成します。

○田中委員

賛成します。

○大倉委員

賛成です。

○渡辺委員長

それでは、これより第8 3号議案 品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第84号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは自民党からお願いいたします。

○小芝委員

賛成します。

○たけうち副委員長

賛成です。

○渡部委員

賛成します。

○おくの委員

労使の合意を尊重して、賛成させていただきます。

○須貝委員

賛成します。

○田中委員

賛成します。

○大倉委員

賛成です。

○渡辺委員長

それでは、これより第84号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第85号議案 会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは自民党からお願いいたします。

○小芝委員

賛成します。

○たけうち副委員長

賛成です。

○渡部委員

賛成します。

○おくの委員

これも、労使の合意を尊重して賛成いたしますが、ただ先ほども申しましたように、対応改善に向けて話し合いを積み重ねていただきたいという意見を申し述べておきたいと思います。

○須貝委員

賛成します。

○田中委員

賛成します。

○大倉委員

賛成です。

○渡辺委員長

それでは、これより第85号議案 会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。人事課長はここでご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

(1) 第65号議案 品川区組織条例の一部を改正する条例

○渡辺委員長

次に、(1)第65号議案 品川区組織条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤（憲）企画調整課長

それでは私から、第65号議案 品川区組織条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。資料をご覧ください。

まず、項番1の条例改正の理由です。オリンピック・パラリンピックの終了後におきましても、区のスポーツ施策の推進および振興を図るため、文化スポーツ振興部の分掌事務の一部を変更するものでございます。

具体的な内容をご説明いたしますので、恐れ入りますが、別紙の新旧対照表の2ページ中ほど下をご覧ください。下線を引いている箇所が改定の箇所でございます。右側が改正前、左側が改正後になります。改正前の「(4) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関すること。」を削り、左側(3)に「振興」を加え、「(3) スポーツの推進および振興に関すること。」とするものでございます。

恐れ入りますが、最初の資料にお戻りください。4の組織図(案)をご覧ください。組織といたしましては、オリンピック・パラリンピック準備課を廃止いたします。なお、来年度の文化スポーツ振興部の組織については、現在検討しておりまして、別途ご報告いたします。条例の施行は令和4年4月1日を予定しております。

私からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○渡辺委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○おくの委員

オリンピック・パラリンピック競技大会の終了に伴い、廃止するという事は分かるのですが、それであるならば、新旧対照表にある文化スポーツ振興部の（４）を削るだけなら分かるのですが、（３）に「および振興」という文言を加えられた。オリンピック・パラリンピックの終了という改正理由だけだと、これが出てこないのです。だから、「および振興」を加えられたということには何らかの理由があるはずだと思うのですが、そのところのご説明をお願いいたします。

○佐藤（憲）企画調整課長

「振興」の追加の理由というご質問だと思います。まず（３）には「スポーツの推進に関すること」という文言がありまして、区としては従来から条例化しており推進してきたところであります。今回、ご案内のとおり、オリンピック・パラリンピックが終了いたしましたので、そのレガシーを継承することを含め、スポーツの振興、スポーツと品川区全体を盛り上げていくというところで、そういった意味で追加しているものでございます。

○渡辺委員長

ほかはいかがでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、第 6 5 号議案 品川区組織条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党からお願いいたします。

○小芝委員

賛成します。

○たけうち副委員長

賛成です。

○渡部委員

賛成します。

○おくの委員

賛成します。

○須貝委員

賛成します。

○田中委員

賛成します。

○大倉委員

賛成です。

○渡辺委員長

それでは、これより第 6 5 号議案 品川区組織条例の一部を改正する条例を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。

2 その他

○渡辺委員長

次に、予定表2のその他を行います。

その他で、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

ないようですので、以上で、その他を終了いたします。

以上をもちまして本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時からの開会でございます。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午前10時45分閉会